

申込み・請求について

申込みの流れ

加入申込みは

加入申込書は市役所または事務所・事業所の各担当課(係)に備えてあります。

記入後は、市役所または事務所・事業所の各担当課(係)に提出してください。

万一の時は

火災・風水雪害にあったときは

- 火災等の共済事故の大小を問わず、必ず消防署へ事故の届出し、罹災証明書の交付を受けてください。
- 共済金等の請求に当たっては「火災共済のしおり」を参照の上、必要な添付書類を担当課へ提出してください。



自動車事故にあったときは

- 事故が発生した時は、速やかに各担当地区「事故処理サービスセンター」に連絡してください。(P6参照)



初めて本会共済事業をご利用の方

初めて生活協同組合全国都市職員災害共済会に加入され、組合員になって共済事業をご利用される場合は、出資金1口50円の納入が必要です。

[受付時間] 平日9:00 ~ 17:00(土・日・祝日を除く。)

事業部
共済担当

<火災>.....TEL 03-3262-5290
<自動車>.....TEL 03-3262-5289
<火災・自動車共通> FAX 03-3262-2795

ホームページ

詳しくは下記のURLにて、しおり等詳しい事業内容を掲載しておりますので、ご覧ください。
<http://www.toshiseikyo.or.jp>

携帯からは



2022.1改訂

都市職員のための共済

🏠 火災共済

🚗 自動車共済

👤 都市職員であればどなたでも加入できます!



※承継については1ページ参照

ホームページにて、最適な掛金シミュレーションができます。

<http://www.toshiseikyo.or.jp/simulation/>



本会(都市生協)は、全国市長会が全国各市の要望に応じて、消費生活協同組合法に基づき、昭和33年に創設された組合です。創設以来、都市職員の生活の安定と向上に向けて共済事業を実施しております。



厚生労働大臣認可

生活協同組合 **全国都市職員災害共済会**

〒102-8610 東京都千代田区平河町2-4-2 全国都市会館内



厚生労働大臣認可

生活協同組合

全国都市職員災害共済会

都市職員のための共済が安心をお届けします。

その1 都市職員ならどなたでも利用可能

本会は、全国市長会の決議により、都市職員の福利増進を図ることを目的として、昭和33年に厚生大臣の認可を受けて設立された職域の生活協同組合です。都市職員はどなたでも加入できます。

- ①都市職員
- ②都市職員に準ずる職員
- ③特別地方公共団体等の職員
- ④都市を退職された方



その2 少ない掛金で万全の補償！ 迅速な支払い！



火災共済

最高 **6,000万円** まで補償
[建物4,000万円、動産(家財道具)2,000万円]

自動車共済

対人・対物賠償**無制限**

その3 契約したその日から補償開始！

- 加入申込みはいつでも可能です。
- 加入申込書は、市役所又は事務所・事業所の各担当課(係)に備えてあります。



その4 配偶者も安心な承継組合員制度があります。



組合員が死亡した場合に、その配偶者が承継組合員として本会の共済事業を引き続き利用できる承継組合員制度を令和元年7月1日より開始しました。

都市生協の火災共済

詳細は3ページ

災害から大切な建物・動産をお守りします。
[火災の最高限度額:6,000万円]

掛金(年額) 1口当たりの補償額50万円

主な補償内容

木造 1口当たり**300円**
耐火造 1口当たり**200円**
家財道具(動産)のみの契約もできます!

- 火災
- 落雷
- 破裂・爆発
- 航空機の墜落
- 車両の飛び込み
- 上層階の他人の住居からの水漏れ
- 災害死亡(最高限度額 300万円)
- 風水雪害(最高限度額 600万円)

加えて風水雪害特約を契約すると

ホームページにて最適な掛金シミュレーションができます。

■ 風水雪害特約共済 ■



火災共済の風水雪害共済金(600万円限度)に加えて、風水雪害特約共済金(2,400万円限度)を支払います。(損害額の $\frac{1}{2}$ が限度)

補償の最高限度額 **3,000万円**

掛金(年額): 木造・耐火造 **150円**



都市生協の自動車共済

詳細は5ページ

運転者の年齢制限はなく掛金は一律です。

掛金(年額)

主な補償内容

普通・小型乗用車 ————— **28,000円**
軽四輪乗用車 ————— **17,000円**
自動二輪車 ————— **9,000円**
(原動機付自転車を含む)
掛金は一律で等級制度はありません。

対人・対物賠償
共済金の最高限度 ————— **無制限**

自損事故傷害
死亡共済金及び後遺障害共済金の最高限度 — **1,500万円**
普通・小型乗用車及び軽四輪乗用車の運転者が支払対象(搭乗者傷害との併合給付なし)

ホームページにて掛金シミュレーションができます。



搭乗者傷害
死亡共済金及び後遺障害共済金の最高限度 — **1,000万円**
(自動二輪車(原動機付自転車を含む)は500万円)

示談交渉サービス

事故の大小、対人・対物にかかわらず、本会の査定専門員が示談交渉サービスを行います。

都市生協の火災共済

補償内容

大きな安心

火災共済は幅広い分野の災害に対応しています！

火災共済の補償



火災
火災により共済の対象に損害を受けた場合、共済金を支払います。



破裂・爆発
プロパン、都市ガス等の気体又は蒸気の急激な膨張による破裂・爆発により共済の対象に損害を受けた場合、共済金を支払います。(ただし、凍結による水道管、水管又はこれらに類するものの破裂・爆発による損害は除く。)



車両の飛び込み
車両の衝突若しくは接触により共済の対象に損害を受けた場合、共済金を支払います。(ただし、門、塀、垣は除く。)



風水雪害 **最高限度額 600万円**
風災(台風、突風又は旋風等)、水災(暴風雨、洪水、豪雨又は長雨等)、雪災(積雪、雪崩又は降雪等)による災害で、共済の対象である建物又は動産にそれぞれ**20万円以上**の損害を受けた場合、共済金を支払います。



落雷
落雷により異常電流の作用で共済の対象に損害を受けた場合、共済金を支払います。



航空機の墜落
航空機の墜落若しくは接触又は航空機からの物体の落下により共済の対象に損害を受けた場合、共済金を支払います。



上層階の他人の住居からの水漏れ
上層階の他人の住居からの水漏れにより共済の対象に損害を受けた場合、共済金を支払います。



災害死亡 **最高限度額 300万円**
組合員(300万円限度) 共済金の支払対象となる事故に直接起因して死亡した場合、共済金を支払います。
同居する2親等以内の親族(30万円限度) 共済金の支払対象となる事故に直接起因して死亡した場合、共済金を支払います。

共済金には次の費用も支払われます！

- 臨時費用共済金** (火災等:300万円、風水雪害:90万円限度) 火災等及び風水雪害による臨時の消費(仮住まい費用等)に充てるため、支払共済金の15%を支払います。
- 残存物取片付費用共済金** (火災等:100万円、風水雪害:30万円限度) 火災等及び風水雪害により残存物の取片付に要した費用を支払います。ただし、共済金の5%のいずれか少ない額を限度とします。
- 失火見舞費用共済金** (一世帯当たり20万円限度) 火災、破裂・爆発によって他人の所有物に損害を与え、それに対し見舞金等を支払った場合、支払共済金の20%又は60万円のいずれか少ない額を限度として支払います。

さまざまなリスクに対応しています！

落雷により、インターホンやエアコンが破損した。

竜巻や突風により、窓ガラスやアンテナが破損した。

台風による暴風雨で、屋根瓦や雨樋が破損した。

豪雪により、屋根が破損したり建物の外壁が破損した。

風水雪害特約

加えて安心、是非契約を！

火災共済契約(基本契約)に附帯して、風水雪害特約契約を締結していただくこととなります。
※建物又は動産にそれぞれ20万円以上の損害を受けた場合、風水雪害共済金に加えて風水雪害特約共済金を支払います。

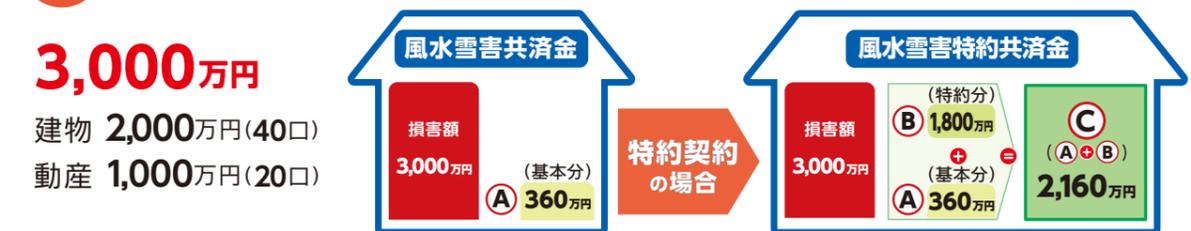
1口当たりの掛金額

木造	基本契約	特約契約	耐火造	基本契約	特約契約
450円	300円	+150円	350円	200円	+150円

風水雪害及び風水雪害特約共済金の最高限度額

【建物】				【動産】			
区分	契約金額	契約口数	共済金の最高限度額	区分	契約金額	契約口数	共済金の最高限度額
基本契約 (風水雪害共済金)	4,000万円	80口	400万円	基本契約 (風水雪害共済金)	2,000万円	40口	200万円
特約契約 (風水雪害特約共済金)	3,200万円	64口	1,600万円	特約契約 (風水雪害特約共済金)	1,600万円	32口	800万円
合計			2,000万円	合計			1,000万円

支払事例 台風により全壊(損害額:建物**2,000万円** 動産**1,000万円**)し、残存物取片付費用が100万円生じた。



契約できる建物と動産

「動産のみ」の契約も可能です。

組合員及び扶養親族(生計を一にする3親等内の親族)が所有する建物、動産です。

	自家	貸家	借家	店舗併用
建物	○	○	×	○
動産	○	×	○	○

- 建物**
- 自家(専用住宅)
 - 貸家(専用住宅)
 - 併用住宅(契約者及び扶養親族が居住している場合)
 - 母屋と同一敷地内にある物置や納屋などの付属建物(カーポート等の類を除く。)
 - 空家(再入居を前提とする空家、別荘ともに月に1回以上の見回り、点検等の管理をする場合に限り。)
- ※営業用建物、借家(動産のみの契約は可)、門、塀、垣等は、契約できませんのでご注意ください。
- 動産**
- 日常生活に必要な家具・什器、電化製品、衣服、寝具類
身用品及びその他の生活用動産
- ※通貨、貴金属、美術品、植物、商品、自動車等は、契約できませんのでご注意ください。

充実した見舞金制度

地震災害見舞金の支給額を改正
(令和4年4月1日より)

- 地震災害見舞金
- 地震災害死亡弔慰金
- 地震災害入院見舞金
- 死亡弔慰金
- 火災等災害入院見舞金
- 交通災害死亡弔慰金
- 交通災害入院見舞金

水・かぎトラブルの応急処置サービス

自動付帯

水まわり、かぎ開けでお困りの際に専門業者を手配し、24時間・365日、駆けつけるサービスです。水漏れを止めたり、かぎを紛失した際の錠開けなどの応急処置(出張料及び作業料が無料)を行います。
※本格的な修理や部品交換代など、応急処置を超える修理費用については、契約者の負担(有料)となります。

都市生協の自動車共済

契約できる自動車及び車種

次の者が所有し、常時運行する自動車で、通勤、買物、レジャー等に使用している自家用の自動車(業務用の自動車を除く。)です。

なお、ローン利用中の自動車、1年以上契約のリース自動車も契約できます。

- (1) 共済契約者
- (2) 共済契約者の配偶者
- (3) 共済契約者と同居の親族

車種別	自動車分類番号(例)
普通・小型乗用車	300~399、500~599 など
軽四輪乗用車	480~499、580~599 など
自動二輪車	原動機付自転車を含みます。



運転者の範囲

※運転者の年齢制限はありません!

- 1 共済契約者
- 2 共済契約者の配偶者
- 3 共済契約者と同居の親族
- 4 共済契約者の承諾を得た者
(注)共済契約者が契約自動車の運行を一時的に認めた者です。



契約期間と掛金及び補償内容

契約期間は、契約の効力が発生した日から1年間です。

掛金と補償内容は、1台ごとに次のとおりです。

契約できる車種	普通・小型乗用車	軽四輪乗用車	自動二輪車 (原動機付自転車を含む)	
掛金(年額)	28,000円	17,000円	9,000円	
補償内容	対人賠償	無制限	無制限	
	対物賠償	無制限	無制限	
	自損事故傷害	1,500万円	1,500万円	なし ※1
	搭乗者傷害	1,000万円	1,000万円	500万円
	無共済等自動車傷害	2億円	2億円	2億円
他車運転特約	あり ※2	あり ※2	なし	

※1 自動二輪車(原付を含む)の運転者は、搭乗者傷害により補償されます。
 ※2 対人・対物賠償、自損事故傷害及び搭乗者傷害について補償します。
 ●掛金は一律で等級制度はありません。

示談交渉サービス

万一事故が発生したときは、各担当地区「事故処理サービスセンター」(下記)にご連絡ください。事故の大小、対人・対物事故にかかわらず、事故処理サービスセンターの査定専門員が、示談交渉サービスを行います。

24時間・365日事故専用受付

受付時間：お時間によって受付電話番号が変わります。

●平日 9:00から17:00までは各地区の「事故処理サービスセンター」(下表参照)へご連絡ください。

「事故処理サービスセンター」

担当地区	設置場所	TEL
北海道(札幌市地区を除く)地区	札幌	011(261)6364
札幌市地区	札幌中央	011(200)0361
東北地区	仙台	022(723)2728
北信越地区	長野	026(225)6933
関東地区	東京	03(3589)3341
東海地区	名古屋	052(231)1025
近畿・四国地区	大阪	06(4800)6565
中国地区	広島	082(943)5627
九州地区	福岡	092(722)3113

●平日17:00から翌日9:00までと土曜日・日曜日及び祝日の24時間は、次のフリーダイヤルへご連絡ください。

事故受付専用 ☎120-110-665

○内容に応じて被害者や病院等へ連絡をとり、迅速な対応をいたします。○携帯電話からもご利用いただけます。

ロードサービス

※全ての契約車両がご利用できます。

レッカーけん引サービス(100kmまで無料)

故障・事故、トラブルによりご契約のお車が自力走行不能となった場合、現場に急行し、修理工場などにレッカー搬送を行います。

各種トラブル対応サービス

- 1 バッテリー上がり時のジャンピング
- 2 タイヤパンク時のスペアタイヤ交換
- 3 ガス欠による給油
- 4 キー閉じ込み時の開錠
- 5 落輪した場合の引き上げ

車両保険の加入を希望する方へ

本会では、車両共済は実施しておりませんが、「事故処理サービスセンター」が取り扱う民間損保の「車両保険」において、本会自動車共済契約に係る加入歴、無事故歴に基づく保険料の割引を受けて、契約することができます。また、民間損保から本会の自動車共済に加入した場合も、民間損保の等級を引き継いで契約することができます。

車両保険に加入の際は、集団扱契約で、約5%の車両保険料の割引が適用されます。(年一括払)

車両保険総合窓口 0120-918-057

午前9時～午後5時(土・日・祝日・年末年始を除く)

取扱代理店
株式会社エイチ・デイ・ケイ
株式会社中央保険事務所

引受保険会社
AIG損害保険株式会社